

第 54 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム 結果報告

令和 2 年 12 月 25 日
個人情報保護委員会

令和 2 年 12 月 8 日 (火) ~ 10 日 (木) において、オンライン形式で開催された第 54 回アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities: APPA) フォーラム (以下「本フォーラム」という。) に、中湊専門委員及び事務局が参加した。

(※) APPA フォーラムは、アジア太平洋地域のデータ保護機関により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換をすることを目的として、年 2 回 (春と秋) 開催。当委員会は 2014 年からオブザーバー参加、2016 年 6 月末に正式メンバーとなった。本フォーラムは、当初、豪州で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、オンライン形式での開催となった。

本フォーラムで採択された声明文 (Communique) の概要は資料 1 - 2 のとおり。また、本フォーラムにおける当委員会の主な発言事項は、以下のとおり。

1 日目

当委員会から、「各国・地域からの報告」のセッションのうち、「法改正及び規制の変更」の議題において、個人情報保護法制の一元化に係る検討状況等について説明を行った。また、「顔認証技術」のセッションにおいて、個人の権利利益を適切に保護した上で社会経済活動の質の向上のために顔認証技術を用いることの重要性に触れつつ、同技術に係る当委員会の取組事例を紹介した。

2 日目

当委員会から、「データ漏えいに関する報告と教訓」のセッションにおいて、破産者等の個人情報をウェブサイトにて違法に掲載していた事業者に対し公示送達を行った事例について報告を行った。また、「リモートワークにおけるプライバシーとセキュリティの課題」のセッションにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からテレワークの利用が広がる中で、テレワーク中の不正アクセスによる個人データの漏えい事故が発生していることを受けて公表した、テレワークに伴う個人情報漏えい事案に関する注意事項について説明を行った。

3 日目

当委員会から、「2020 年を超えて：プライバシーの枠組みの将来」のセッションにおいて、当委員会の国際連携の取組について説明するとともに、電子情報技術に関するオンラインイベント「CEATEC2020」の一環として当委員会が開催したオンラインセミナー「日米欧三極のイニシアティブによる信頼性が確保された個人データの自由な越境流通の促進に向けて」の開催概要を紹介した。

(以上)